令和5年4月28日

第 34 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

- 令和5年4月28日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室に 1. おいて、第34回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これ を招集した。
- 定刻までに参集した委員は次のとおりである。 2.

議席番号	1番	村	井	貞	治
IJ	2番	中	岡	博	晃
IJ	3番	片	Щ		裕
IJ	4番	野	呂	栄	_
IJ	5番	村	尾	哲	郎
IJ	6番	土	居	義	和
IJ	7番	Ш	合		_
IJ	8番	井	Ш	和	彦
IJ	9番	落		雅	美
IJ	10番	石	尚		渡
IJ	11番	有	田		均
IJ	12番	曽	我	貴	彦
IJ	13番	Щ	本	秀	弘
IJ	15番	坂	本	政	隆
IJ	16番	細	Щ	正	己

本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。 3.

議席番号 14番

金子秋雄

4. 本日、この会議に参与したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会 事 務 局 長 濱川龍一 宮 本 美 優 庶 務 係 主 事 農地係主事 篠原 司

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について

報告第2号 余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則について (専決処分)

議案第1号 現況証明願いについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積

計画の決定について 議案第5号 余市町農業振興協議会委員の推薦について

(開会宣言の時刻午後1時30分)

議 長 定刻になりましたので、ただ今から第34回余市町農業委員会総会を開会 いたします。

ただ今の出席委員は、15名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、14番金子委員は所用のため、欠席する旨の届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は報告2件、議案5件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

- 一 同 議長指名
- 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。 4番・野呂委員、11番・有田委員のご両名にお願い申し上げます。 それでは、案件の審議に入ります。

報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました、報告第1号につきまして朗読説明させていただきます。

報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について。

令和5年4月1日付余市町人事異動に伴い、余市町農業委員会事務局職員 を次のとおり、任免発令したので報告する。

令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

記、職氏名、宮本美優、農業委員会発令事項、余市町農業委員会事務局職員に任命する。主事を命ずる。庶務係に配置する。

以上、報告第1号についてご報告いたしましたので、よろしくご審議の上、 ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質問等がございましたら承り ます。
- 一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、報告第1号につきましては、報告のとおり承 認いたします。

> 次に、報告第2号 余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施 行規則(専決処分)についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました、報告第2号につきまして朗読説明させていただ きます。

報告第2号 余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則について(専決処分)。

余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則を次のとおり 制定したので報告する。

令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

これまで、農業委員会の個人情報の保護に関しては、余市町個人情報保護条例、施行規則の例により行っていましたが、本年3月24日の第1回定例議会で、その条例が廃止され、新たに余市町個人情報保護法施行条例が制定されました。

お手元に配付しております資料のとおり、引用する条例、施行規則が新た に制定されたことによって、それに合わせるべく余市町農業委員会の個人情 報の保護に関する法律等施行規則を制定したものでございます。

なお、町の条例の施行日が本年4月1日であることから、本規則について も4月1日からの施行とすべく、専決処分を行い、このたび報告するもので ございます。

5ページをお開き願います。

余市町農業委員会の個人情報の保護に関する法律等施行規則。

余市町個人情報保護法施行条例(令和5年余市町条例第6号)の規定に基づく余市町農業委員会が保有する個人情報の保護等については、余市町個人情報保護法施行細則(令和5年余市町規則第16号)の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 - (余市町個人情報保護条例の施行に関する余市町農業委員会規則の廃止)
- 2 余市町個人情報保護条例の施行に関する余市町農業委員会規則(平成13年農業委員会規則第2号)は、廃止する。

以上、報告第2号についてご報告いたしましたので、よろしくご審議の上、 ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質問等がございましたら承り ます。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、報告第2号につきましては、報告のとおり承 認いたします。

> 次に、議案第1号 現況証明願いについてを議題に供します。 番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読説明させていただ きます。

議案第1号 現況証明願いについて。

このことについて、下記の者から現況証明願いがあったので実情検討の上、 証明の可否について審議採決願いたい。

令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、■■町■■■丁目■■■番地、■■■、土地の表示、■■町■■■番■■、地目、公簿畑、現況農地採草放牧地以外、面積■■■㎡、調査年月日につきましては、令和5年4月20日、調査委員につきましては、落委員、中岡委員、片山委員の3名で調査を行ってございます。

調査委員の所見につきましては、現況申請可相当でございます。 7ページをお開き願います。

申請地につきましては、町道山田中通り線の沿線の色塗り部分の土地でございます。補足説明といたしまして、申請番号1番については、平成9年1月30日付けで農地法第5条転用許可済みであり、現在は建物敷地として利用されております。今回の申請でありますが、現況証明後に地目変更登記をするものでございます。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしく お願い申し上げます。

- 議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結 果並びに補足説明をお願いいたします。
- 9 番 申請番号1番の現況証明願いについて、4月20日、事務局を含め、中岡 委員、片山委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いた します。

調査の結果、本案件は平成9年に農地法第5条転用許可済であり、現在は住宅地などが隣接しているため、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

以上の調査状況から本申請地に農地性は無く、農地採草放牧地以外であり、 現況申請可相当との意見で一致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

- 一 同 異議なし
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第1号につきましては、申請のとおり可 と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に 供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読説明させていただ きます。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の 提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請農地、■町■■■■■■■■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■
■筆で合計面積■■■■■■■■。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和5年4月19日、曽我委員、 村井委員、山本委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条 第2項第1号から第6号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、経営を法人化するため所有農地を一括譲り渡すもの、譲受人、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、10ページに記載しております。

続きまして、申請番号2番、申請人住所氏名、譲渡人、余市町■■町■■ ■番地、■■■■、譲受人、余市町■町■丁目■■番地、■■■■。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和5年4月20日、中岡委員、 片山委員、落委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条 第2項第1号から第6号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、経営規模を縮小するため所有農地を一部譲 り渡すもの、譲受人、経営規模を拡大するため農地を譲り受けるものでござ います。

農地法第3条調査書につきましては、11ページに記載しております。 9ページをお開き願います。

続きまして、申請番号3番、申請人住所氏名、譲渡人、余市町■■町■■ ■■番地、■■■■、譲受人、余市町■■町■丁目■■番地■■■■■■■ ■■■■■、■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■、公簿田、現況畑、外■筆、計■筆で合計面積■■■■■■ ㎡。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和5年4月20日、中岡委員、 片山委員、落委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条 第2項第1号から第6号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、経営移譲するため所有農地を一括贈与する もの、譲受人、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、12ページに記載しております。 以上3件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしく お願い申し上げます。

- 議長 ただいまの説明に関連して、申請番号1番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 12 番 申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、4月19日、 事務局を含め、村井委員、山本委員と私の3名の委員で現地調査を行いまし たので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、 譲渡人が経営を法人化するため、所有農地をすべて譲受人に譲り渡すもので す。

調査の結果、申請番号1番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

- 議長 続きまして申請番号2番、3番につきまして、現地調査を行った地区担当 委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
- 2 番 申請番号2番から3番までの農地法第3条の規定による許可申請について、 4月20日、事務局を含め、片山委員、落委員と私の3名の委員で現地調査 を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号2番については、

譲渡人と経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。 申請番号3番については、譲渡人が後継者の譲受人に経営移譲するため、 所有農地を一括贈与するものです。

調査の結果、申請番号2番から3番までについては、取得後も機械の能力・ 農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますの で、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を 満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入り ます。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

- 一 同 異議なし
- 議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決 定いたします。

続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

- 一 同 異議なし
- 議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番については申請のとおり可と決 定いたします。

続きまして申請番号3番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

- 5 番 はい、いいですか。
- 議 長 はい、5番・村尾委員。
- 5 番 譲受人は■■■ですか。
- 議 長 はい、どうでしょうか。
- 濱川局長 5番・村尾委員のご質問にご答弁申し上げます。こちらの■■さんにつきましては、■■さんの■■■ということでございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、よろしいですか。
- 5 番 はい。

- 議 長 他にご異議はありませんか。
- 一 同 異議なし
- 議 長 ご異議がないようですので、申請番号3番については申請のとおり可と決 定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩中に農用地利用集積推進会議開催)

(休憩時間 午後1時46分~午後1時53分)

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを一括提案し、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、一括上程されました議案第3号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

14ページをお開き願います。

農用地利用集積計画書でございます。

所有権を移転する土地は、余市町■■町■■■■番■、地目、登記簿、現況とも畑、面積は■■■■■■ nổ。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和5年4月2 8日、対価■■■万円を支払期限の令和5年5月31日までに指定口座に振込むものでございます。

- 15ページをお開き願います。
- 2、共通事項でございます。
- 16ページをお開き願います。
- 3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。
- 17ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

18ページをお開き願います。

申出地は、フルーツ街道にあります余市合同青果物地方卸売市場の向え側

の色塗り部分となっております。

19ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

続きまして、一括上程されました議案第4号につきまして朗読説明させていただきます。20ページをお開き願います。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

21ページをお開き願います。

農用地利用集積計画書でございます。

所有権を移転する土地は、余市町■■町■■■■番■、■、地目、登記簿、現況とも畑、面積は■筆計■■■■■■ m²。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和5年4月2 8日、対価■■■万円を支払期限の令和5年5月31日までに指定口座に振込むものでございます。

- 22ページをお開き願います。
- 2、共通事項でございます。
- 23ページをお開き願います。
- 3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。
- 24ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

25ページをお開き願います。

申出地は、余市合同青果物地方卸売市場の向え側の色塗り部分となっております。

26ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確 認書でございます。

以上2件の議案でございます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各号に該当する必要があり、決定を求められた計画 内容はそれぞれ要件を満たしていると考えます。

各委員におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

- 一 同 異議なし
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、提案のとおり可 と決定いたします。

続きまして、議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

- 一 同 異議なし
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、提案のとおり可 と決定いたします。

次に、議案第5号 余市町農業振興協議会委員の推薦についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今上程されました、議案第5号につきまして朗読説明させていただき ます。

議案第5号 余市町農業振興協議会委員の推薦について。

このことについて、令和5年4月10日付余政農号をもって、余市町長より下記のとおり推薦依頼があったので本会に付議する。

令和5年4月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

記といたしまして、1.推薦依頼書、別紙のとおり。

- 2. 推薦委員数、2名。
- 3. 委嘱期間、令和5年5月1日から令和7年4月30日となっております。 28ページをお開き願います。

こちらのページが町長からの余市町農業振興協議会委員の推薦依頼でございます。

現在は農業委員会からの推薦で、細山会長と井川委員が委嘱されております。

令和5年5月1日からの2年間の委員の推薦につきまして、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長 事務局からの内容説明が終わりましたが、推薦の方法についてお諮りいた します。
- 2 番 はい。
- 議 長 はい、2番
- 2 番 議長一任でお願いします。
- 議 長 ただいま中岡委員から議長一任ということでありますので、私の方から指 名させていただきます。

余市町農業振興協議会委員につきましては、前回と同様に私と井川委員を 推薦することでご異議ございませんか。

- 一 同 異議なし
- 議長 ご異議がないようですので、余市町農業振興協議会委員には私と井川委員を推薦することと決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第 34回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後2時00分) (本会議所要時間 30分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 4番

議事録署名委員 余市町農業委員 11番